

山中湖村地域活性化条例（案）

山中湖村は、日本が世界に誇る世界文化遺産登録された富士山の麓に位置し、美しく輝く湖面と豊かな森林に囲まれ、水と緑に恵まれた自然環境を有しています。

このような天与の恵とその中に暮らす村民は、独自の伝統文化を継承し、また観光立村の貴重な資源として、観光経済をはじめ地域産業と村民の暮らしを支えてきました。

しかし、近年、地域や地域産業を取り巻く現状をみれば、少子高齢化、消費者ニーズの多様化や産業空洞化など、社会経済状況は大きく変化しています。

さらに、観光客の減少による村民所得の減少や、地域周辺企業の不振から、深刻な雇用課題等が重なり、地域全体として経済活動の停滞を招いていると言えます。

また、地域経済の疲弊は、村民生活の向上と安全を守ることを使命とする行財政運営までも、厳しい状況に迫っています。

私たちは、このような認識のもと、厳しい時代の変化に対応した継続的な取組として、山中湖村のすべての産業・関係機関団体・村民並びに行政が、それぞれの役割を担った相互協力の実現が、最も必要であると考えます。

そのために、経済の地域内循環による地域産業を持続的に発展させ、村の有する地域的な自然条件や歴史的、社会的特性、それに多種多様な人材力を総動員して、真に活力のある地域づくりを実現すべく、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、地域が持つ豊かな自然条件や歴史的、社会的特性を活かし、地域及び地域産業との連携をはかり、併せて地域の有する公益的機能を増進させ、秩序と均衡のある豊かな地域振興を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）村 民 村内に在住、在勤又は在学する者及び村内に家屋敷又は活動の拠点をもつ個人並びに次号に掲げる事業者並びに第3号に掲げる活動団体をいう。
- （2）事業者 村内に事務所又は事業所を有し、経済活動を行うものをいう。

(3) 活動団体 村内に公益活動の拠点を有する認定NPO法人その他の団体で、規則に定めるものをいう。

(4) 地域団体 活動団体のうち、区会その他の地元団体で、規則に定めるものをいう。

(基本方針)

第3条 村は、前文及び第1条の目的を達成するため次に掲げる基本方針を定めるものとする。

(1) 村内消費の拡大を推進すること

(2) 村民や観光客等の消費活動及び事業者の経済活動並びに活動団体の公益活動に資する情報の収集及び提供を図ること。

(3) 観光資源の発掘及び創造等を図り、村の魅力を村の内外に発信すること。

(4) 事業者自らの創意工夫と自助努力に基づく経営基盤の充実及び経営の革新を支援すること。

(5) 産業基盤の整備及び拡充を図り、創業を支援すること。

(6) 村内事業所等に勤務する従業員等の福祉の向上を図ること。

(7) 地域環境と調和のとれた企業誘致、産業集積及び雇用の創出に関すること。

(8) 観光客や消費者の権利を尊重し、村民の自立を支援すること。

(地域活性化計画の策定)

第4条 村は、基本方針に基づく施策推進のため「地域活性化計画」(以下「活性化計画」という。)を策定するものとする。

2 村は、活性化計画の策定に際しては、あらかじめ、村民参加の手続きを踏まなければならない。

3 活性化計画は、山中湖村長期総合計画及びそれぞれの区会等が策定した地域まちづくり計画等の内容と整合性を図らなければならない。

(村の役割)

第5条 村は、活性化計画を策定し、これに基づく総合的な施策の実施に努めるものとする。

2 村は、施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、活性化計画実現のためひろく村民と連携し、相互協力に努めるものとする。

(村民の役割)

第7条 村民は、活性化計画の実施に向けて、自らの主体的かつ協働的意識をもって参画に努めるものとする。

2 村民は、産業の振興が地域経済の発展と村民生活の安定向上に寄与するものであることを十分に理解し、村内での消費や村内事業者からのサービスの利用などに心掛け、その健全な振興に協力するよう努めるものとする。

(村の支援)

第8条 村は、地域が抱える課題の解消や地域における産業振興等の地域活性化に積極的に取り組む村民に必要な情報提供を行うとともに、関係機関等と連携し、事業実施に必要な助言と協力を行うものとする。

2 村は、村民が主体となる事業の促進にむけた施策の構築を積極的に行うものとする。

3 村は、前項の目的を達成するため国及び県の補助支援制度並びに資金貸付制度等を活用し財政支援に努めるものとする。

(地域活性化会議)

第9条 地域経済の活性化及び産業の振興に関する施策を推進するため、村長の附属機関として、政策提言機能をもった山中湖村地域活性化会議(以下「活性化会議」という。)を設置する。

2 活性化会議は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議し提言する。

(1) 活性化計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、第3条に定める基本方針に基づく施策に関し必要な事項

3 活性化会議は、前項の事項に関し、村長に意見を述べ政策提言ができる。

4 活性化会議は、村民、識見を有する者及び公募による者から村長が委嘱又は任命する委員30人以内をもって組織する。

5 村長は、前項の委員を委嘱又は任命するときは、その構成について多様な意見を反映し、著しい偏りが生じないよう配慮する。

6 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

7 活性化会議の会議は公開とする。ただし、活性化会議の議決があったときは非公開とすることができる。

8 活性化会議は、調査、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、活性化会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画まちづくり課、観光課及び生活産業課が連携して処理する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。